

医療法人正寿会介護老人保健施設
玉穂ケアセンター介護予防短期入所療養介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人正寿会が開設する介護老人保健施設玉穂ケアセンター（以下「当施設」という。）が実施する介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、地域の中核施設となるべく、包括支援センター、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「やすらぎ」を感じて、個性豊かに過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は扶養者等の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設玉穂ケアセンター
- (2) 法人名 医療法人 正寿会

- (3) 代表者 理事長 長谷川智里
- (4) 開設年月日 平成18年4月1日
- (5) 所在地 山梨県中央市乙黒247番地
- (6) 電話番号 055-273-7331 FAX 番号055-273-7360
- (7) 介護保険指定番号 1950880052

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定るところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 1人 (法令1人以上)
- (3) 薬剤師 1人 (法令0.3人以上)
- (4) 看護職員 10人 (法令9人以上)
- (5) 介護職員 30人 (法令25人以上)
- (6) 支援相談員 1人 (法令1人以上)
- (7) 理学療法士等 4人 (法令1人以上)
- (8) 管理栄養士 1人 (法令1人以上)
- (9) 介護支援専門員 1人 (法令1人以上)
- (10) 事務員等 4人

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に関わる従業者の統括管理、指導を行う
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応等
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する他、利用者に対し服薬指導
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の居宅サービス計画及び施設サービス計画に基づく看護等
- (5) 介護職員は、利用者の居宅サービス計画及び施設サービス計画に基づく介護等
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図る他、ボランティア指導等
- (7) 機能訓練指導員は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、機能訓練実施に際しての指導等
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理及び献立の作成等
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案の作成等
- (10) 事務員等は、常に適切な経理事務を行い、支払資金の収支の状況、財政状態及び経営成績を適正に把握し、積極的に事務効率化を進めるなど健全経営の推進等

(利用定員)

第7条 介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(介護予防短期入所療養介護の内容)

第8条 介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理とする。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算を受けサービスを提供する。
- 3 夜間帯において手厚い看護・介護を行うため、夜勤職員配置加算を受けサービスを提供する。
- 4 他必要時において、療養食加算、緊急短期入所受入加算、送迎加算を受けサービスを提供する。
- 5 基準により手厚い職員配置等に対する評価として当該する事項により、サービス提供体制強化加算を受けるものとする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を次のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額は、利用者への説明書に掲載する利用料金
- (2) その他の利用料、居住費・食費、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、私物洗濯代、電気代、行事費、健康管理費は、利用者への説明書に掲載する利用料金
- (3) 居住費及び食費において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、利用者への説明書に掲載する利用料金

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域（片道10km以内）は次のとおりとする。

中央市、昭和町、甲府市、笛吹市（旧境川村）

市川三郷町（旧市川大門町、旧三珠町）、甲斐市（旧竜王町、旧敷島町）

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 当施設の利用に当たっての留意事項を次のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取（食費は第9条に利用料として規定されているものの、第8条に基づく利用者の心身状態に合った栄養管理を行っているため）
- (2) 面会は、午前9時から午後7時
- (3) 消灯時間は、概ね午後9時
- (4) 外出、外泊は、当施設の要許可

- (5) 飲酒、喫煙の禁止
- (6) 火気取扱いは、防災管理者の要許可
- (7) 設備、備品を利用する際は、当施設の要許可
- (8) 所持品、備品等の持ち込みは、当施設の要許可
- (9) 金銭、貴重品、携帯電話の持ち込み禁止
- (10) 外泊時等の施設外での受診は、当施設の要許可
- (11) 宗教活動の禁止
- (12) ペットの持ち込み禁止
- (13) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動の禁止
- (14) 食べ物の持ち込み、差し入れは、原則禁止
- (15) 他利用者への迷惑行為の禁止

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、事業所管理者
- (2) 火元責任者は、各階等の責任者
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、点検際の立会いは防火管理者
- (4) 非常災害設備は、常に有効保持
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合の被害最小限にとどめるため、自衛消防隊の編成及び任務の遂行
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練の実施
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）を年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練を年 1 回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法の徹底
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じての対処体制の確立

(職員の服務規律)

第 13 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

- (1) 入所者や通所者に対しての人格尊重と親切丁寧を旨とした接遇教育の受講
- (2) 常に健康に留意し、明朗態度の徹底
- (3) お互いに協力し合い、常に能率向上への心掛

(職員の質の確保)

第 14 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 15 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人正寿会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 16 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診しなければならない。但し夜勤勤務に従事する者は、その内容により、年 2 回の健康診断を受けなければならない。

(衛生管理)

第 17 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 18 条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う他、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 当事業所は、利用者の人権・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待を防止するための事業所職員に対する研修の実施
- 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3) その他虐待防止のために必要な措置
- 4) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 5) 虐待防止のための指針の整備
- 6) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的
に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は主介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 20 条 当事業所は、事業所内で感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為に対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催する。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、職員に対し、感染症等の予防及び蔓延防止のための研修及訓練を定期的に行う。

(業務継続計画の策定等)

第21条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時に置いて、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策案し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する事項)

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する事項については、医療法人正寿会の役員会において定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成21年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成29年4月1日より施行する。

この運営規程は、令和2年8月13日より施行する。

この運営規程は、令和4年4月1日より施行する。

この運営規程は、令和5年1月10日より施行する。

この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。